

事 務 連 絡
令和 5 年 8 月 31 日

事 業 主 殿

全国設計事務所健康保険組合

保 健 事 業 の 実 施 に つ い て

謹啓 残暑の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当組合の事業運営に格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、組合員の健康維持・増進と心身のリフレッシュを目的として、下記の保健事業を実施いたしますので、被保険者各位にご周知いただき、多数の方々のご参加を賜りますようご高配をお願い申し上げます。

なお、各事業の詳細につきましては、当組合ホームページにてご案内しております。併せてご活用いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

謹白

記

- 1 第52回 料理教室
- 2 令和5年度 オンライン健康セミナー
- 3 令和5年度 ボウリング大会
- ・ 傷害保険について

組合ホームページを活用した周知・広報等推進の観点から、郵送等による各事業のご案内を順次、簡略化しております。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

〔組合ホームページアドレス〕 <http://www.sekkei-kenpo.org>

◎ お問い合わせ等につきましては保健事業部 保健事業グループあてにお願いいたします。

電話 03-3404-9545

No. 1

第 5 2 回 料理教室について

- 1 日 程 令和 5 年 11 月 25 日（土）
- 2 会 場 「けんぽプラザ 2 F レストランパル」 東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-37-9
- 3 内 容 「そば打ち体験」
- 4 参加資格 当組合の被保険者および被扶養者（18 歳以上）
- 5 定 員 10 名
※定員に達した際は抽選となります。
- 6 申込方法 組合ホームページから申込用紙をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、**令和 5 年 11 月 6 日（月）**までに郵送か FAX のいずれかで保健事業グループまで、お申し込みください。
FAX でお申し込みの際は送信後に確認のお電話をお願いいたします。
FAX 03-3404-9680 TEL 03-3404-9545
※ 確認のお電話は平日の 9 時～17 時の間でお願いします。

No. 2

令和 5 年度 オンライン健康セミナーの実施について

- 1 実施期間 令和 5 年 11 月下旬～令和 6 年 1 月下旬
- 2 実施方法 令和 5 年 11 月下旬発行予定の組合広報誌「けんぽプラザ 冬号（No.180）」および組合ホームページにて、健康セミナー（動画配信）の詳細についてご案内いたします。
ご確認いただき、期間内のお好きなタイミングでご視聴ください。

令和5年度 ボウリング大会の実施について

- 1 実施期間 令和5年11月1日（水）～12月27日（水）
- 2 実施場所 全国にある「ラウンドワン」の各店舗
- 3 参加資格 実施期間の最終日まで、引き続き当組合の被保険者および被扶養者である方（小学生以上）
- 4 参加種目 ①中学生以上男子の部 ②中学生以上女子の部 ③小学生の部
- 5 実施方法 実施期間内に対象のボウリング場「ラウンドワン」の各店舗で2ゲームプレイしていただき、その合計スコアを競います。
集計後、組合ホームページにて成績発表と成績優秀者の表彰を行います。
- 6 申込方法 組合ホームページから申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、**令和5年10月4日（水）**までに郵送かFAXのいずれかの方法で保健事業グループまで、お申し込みください。
FAXでお申し込みの際は、送信後に確認のお電話をお願いいたします。

FAX 03-3404-9680

TEL 03-3404-9545

※確認のお電話は平日の9時～17時の間をお願いいたします。

※実施方法、その他、詳細につきましては、組合ホームページにてご案内させていただきます。

内容をご確認のうえ、お申し込みください。

【別紙】

傷害保険（レクリエーション補償プラン）について

1. この保険では

- ① 当組合で実施しているスポーツ大会・各種教室に参加中の傷害事故を補償しております。

※「参加中」とは… 参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ責任者の管理下にある間をいいます。

- ② 当組合で実施しているスポーツ大会・各種教室に参加される組合員全員が補償の対象となります。

※歩け歩け大会・軟式野球大会・健康マラソン大会・料理教室・陶芸教室
リフレッシュフロアー（けんぽプラザ）各種教室など。

※オンライン開催は対象外となります。

- ③ 加入における個人の費用負担はございません。

2. こんなときに

- ① 当組合で実施しているスポーツ大会・各種教室参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをされた場合に保険金が支払われます。

※「急 激」とは… 突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

※「偶 然」とは… 原因の発生が偶然である、結果の発生が偶然である原因・結果とも偶然である、のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

※「外 来」とは… ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

※靴ずれ、車酔い、しもやけ等は「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

3. 保険金

死亡保険金 後遺障害保険金	入院1日あたり	通院1日あたり
5 0 0 0 千円	5 0 0 0 円	2 5 0 0 円

※保険会社の審査によっては保険金をお支払いできない場合がございます。